

平成28年12月6日  
告示第843号

改正 平成29年4月5日告示第267号  
平成30年7月9日告示第424号  
平成30年10月1日告示第582号  
令和元年9月27日告示第581号  
令和3年3月31日告示第280号  
令和4年9月30日告示第512号  
令和6年3月27日告示第219号  
令和8年5月7日告示第364号

(趣旨)

第1条 長崎市地域支援事業実施規則(平成18年長崎市規則第49号。以下「規則」という。)に基づき、規則第3条第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業(以下「第1号事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 規則第3条第1号ア(ア)及び(イ)に規定する事業
- (2) 通所型サービス 規則第3条第1号イ(ア)及び(イ)に規定する事業

(事業対象者要件の確認)

第3条 規則第6条第2項に規定する市長が別に定めるところにより、市長又は居住地を管轄する地域包括支援センターの確認を受けなければならない者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない者で、要介護認定又は要支援認定の申請を行っていないもの
- (2) 要介護認定又は要支援認定を既に受けている者で、当該認定の有効期間の満了にあたり、要介護認定又は要支援認定の申請を行わないもの

2 前項の規定による確認は、市長又は地域包括支援センターが基本チェックリスト(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1をいう。以下同じ。)を用い、原則、本人との面接にて行うも

のとする。

(介護予防ケアマネジメントの届出)

第4条 次の各号に掲げる者（以下「利用者」という。）は、それぞれ当該各号に定める期限までに、市長に介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書（第1号様式。以下「依頼届出書」という。）により、介護予防ケアマネジメントの届出をしなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 基本チェックリストによる確認を実施した日から概ね1か月以内

(2) 前条第1項第2号に該当する者のうち認定有効期間の満了の日の翌日から第1号事業を受けようとするもの 既に受けている認定の有効期間の満了の日の1か月前から満了の日まで

2 前項の届出は、利用者に代わって、当該利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

(第1号事業に要する費用の額の算定)

第5条 規則第21条に規定する市長が別に定めるところにより算定した額は、別記1、別記2又は別記3に定める単位数に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 訪問型サービス 10円に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める本市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 通所型サービス 10円に、単価告示に定める本市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

(3) 介護予防ケアマネジメント 10円に、単価告示に定める本市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(介護予防サービス費等の額の特例に相当する事業)

第6条 市長は、指定事業者による第1号事業を利用する第1号事業対象者に対し、法第115条の45の3第2項及び省令第140条の63の2第3項の規定に基づき、法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例に相当する事業（以下「特例給付相当事業」という。）を実施するものとする。

2 特例給付相当事業の実施については、長崎市介護保険に関する規則（平成12年規則第66号）第20条及び居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱（平成14年長崎市告示

第81号)の規定を準用する。

(特例第1号事業支給費の支給)

第7条 市長は、法第54条第1項第3号の規定に該当する場合には、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年厚生省告示第99号)に該当する地域に住所を有する第1号事業対象者に対し、特例第1号事業支給費を支給する。

2 特例第1号事業支給費の額は、第5条の規定により算定した費用の額(その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の額)とする。

3 市長は、特例第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る第1号事業を実施する事業者若しくは事業者であった者若しくは当該事業を担当する者又は担当した者(以下この項において「第1号事業を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、第1号事業を担当する者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは第1号事業を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 第1号事業支給費の支給限度額は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

(1) 第1号事業対象者に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定を準用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、規則第5条第1項第2号に規定する第1号被保険者に係る支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに規定する単位数により算定した額とする。

2 同じ月に介護予防サービス及び第1号事業の提供を受けた場合における前項の規定の適用は、介護予防サービスに係る単位数と第1号事業に係る単位数を合計したものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、指定事業者による第1号事業を利用する第1号事業対象者に対し、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を実施することができる。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の所得判定及び利用者負担限度額その他高額介護予防サービス費等相当事業の実施について必要な事項については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条に規定する事業対象者要件の確認及び第4条に規定する介護予防ケアマネジメントの届出その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月5日長崎市告示第267号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月9日長崎市告示第424号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年4月1日からの第1号事業に要する費用の額の算定について適用する。

附 則 (平成30年10月1日長崎市告示第582号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱、別記1第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号(生活機能向上連携加算(Ⅰ)、(Ⅱ)を除く。)及び第6号並びに第2項第1号、第2号(生活機能向上連携加算(Ⅰ)、(Ⅱ)を除く。)及び第3号並びに別記2第1項第1号、第2号、第4号(指定事業所に配置される専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師により行われた運動器機能向上サービスに限る。)、第5号(指定事業所に配置される管理栄養士により行われた栄養改善サービスに限る。)、第7号、第8号、第9号、第10号及び第11号並びに別記2第2項第1号、第2号、第3号(指定事業所に配置される専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師により行われた運動器機能向上サ

ービスに限る。)、第4号(指定事業所に配置される管理栄養士により行われた栄養改善サービスに限る。)、第6号、第7号及び第8号の規定は、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。  
(第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱、別記1第1項第1号から第3号まで及び第2項第1号に規定する単位数並びに別記2第1項第1号、第2号及び第2項第1号に規定する単位数並びに別記3第1号から第3号までに規定する単位数は、この要綱の施行の日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用した第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
(第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)別記1第1項第1号から第3号まで及び第2項第1号に規定する単位数、別記2第1項第1号、第2号、第5号から第8号及び第11号から第12号並びに第2項第1号及び第4号から第9号に規定する単位数並びに別記3第1項第1号から第3号まで及び第5号に規定する単位数は、この要綱の施行の日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用した第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別記1第1項第6号及び第2項第3号の規定並びに別記2第1項第13号及び第2項第10号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱別記2第1項第14号及び第2項第11号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。  
(新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価に関する経過措置)
- 5 改正後の要綱別記1第1項第1号から第3号まで及び第2項第1号に規定する単位数、

別記2第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号に規定する単位数並びに別記3第1項第1号から第3号までに規定する単位数は、同年4月1日から同年9月30日までの間は、それぞれの単位数の千分の一に相当する単位数を加算し、算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。  
(第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱別記1第1項第1号から第3号まで及び第8号並びに第2項第1号及び第5号に規定する単位数並びに別記2第1項第15号及び第2項第12号に規定する単位数は、この要綱の施行の日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用した第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
(第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱別 (以下「改正後の要綱」という。) 別記第2第1項第1号から第6号並びに第2項第1号に規定する単位数並びに別記2第1項第1号から第11号及び第2項第1号、第3号から第9号に規定する単位数並びに別記3第1項第1号から第4号に規定する単位数は、この要綱の施行の日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用した第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の要綱別記1第1項第7号及び第2項第3号の規定並びに別記2第1項第12号及び第2項第9号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。
- 4 改正後の要綱別記1第1項第8号及び第2項第4号の規定並びに別記2第1項第13号及び第2項第10号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。
- 5 改正後の要綱別記1第1項第9号及び第2項第5号の規定並びに別記2第1項第14号及び第2項第11号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等ベースアップ等

支援加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等ベースアップ等支援加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。

(介護職員等処遇改善加算に関する経過措置)

- 改正後の要綱別記第1第1項第10号及び第2項第6号の規定並びに別記2第1項第15号及び第2項第12号の規定は、令和6年6月1日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用する。

(業務継続計画未策定の場合の減算に関する経過措置)

- 令和7年3月31日までの間は、改正後の要綱別記第1第1項第3号注10及び第2項第1号注10並びに別記第3第1項第3号注4の規定は適用せず、別記第2第1項第3号注12及び第2項第1号注11の規定は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所及び指定ミニデイサービス事業所が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には適用しない。

(施行期日)

- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)

- 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）別記第2第1項第1号から第6号並びに第2項第1号に規定する単位数並びに別記2第1項第1号から第10号まで及び第2項第1号、第3号から第8号までに規定する単位数並びに別記3第1項第1号から第4号までに規定する単位数は、この要綱の施行の日以後に利用する第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用した第1号事業対象者に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。
- 新要綱別記1第1項第7号及び第2項第3号の規定並びに別記2第1項第11号及び第2項第9号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。
- 新要綱別記1第1項第8号及び第2項第4号の規定並びに別記2第1項第12号及び第2項第10号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等特定処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。
- 新要綱別記1第1項第9号及び第2項第5号の規定並びに別記2第1項第13号及び第2項第11号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等ベースアップ等支援加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等ベースアップ等支援加算に係る

る所定単位数については、なお従前の例による。

(業務継続計画未策定減算に関する経過措置)

- 6 令和7年3月31日までの間は、新要綱別記第1第1項第3号注10及び第2項第1号注10並びに別記第3第1項第3号注4の規定は適用しない。ただし、別記第2第1項第3号注12及び第2項第1号注11の規定は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所及び指定ミニデイサービス事業所が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りではない。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱別記1第1項第7号及び第2項第3号の規定並びに別記2第1項第11号及び第2項第9号の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。

附 則 (令和8年5月7日長崎市告示第364号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。
- (第1号事業に要する費用の額の算定に関する経過措置)
- 2 改正後の長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱別記1第1項第7号ア、ウ、オ及びカの規定、別記1第2項第3号ア、ウ及びエの規定、別記2第1項第11号ア、ウ、オ及びカの規定並びに別記2第2項第9号(注1ア、ウ、エ及び注2の規定に限る。)の規定は、この要綱の施行の日以後の介護職員等処遇改善加算に係る所定単位数について適用し、同日前の介護職員等処遇改善加算に係る所定単位数については、なお従前の例による。

## 別記1 (第5条関係)

- 1 介護予防訪問介護相当サービス費 (1月につき)
  - (1) 介護予防訪問介護相当サービス費(I) 1,176単位
  - (2) 介護予防訪問介護相当サービス費(II) 2,349単位
  - (3) 介護予防訪問介護相当サービス費(III) 3,727単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年長崎市告示第842号。以下「基準要綱」という。))第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同

項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅰ) 介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)又は介護予防ケアプラン(基準要綱第14条に規定する「介護予防ケアプラン」をいう。)をいう。以下同じ)により週1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

イ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅱ) 介護予防サービス計画等により週2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

ウ 介護予防訪問介護相当サービス費(Ⅲ) 介護予防サービス計画等によりイに掲げる回数の程度を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。)

注2 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問介護事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第3号の2に該当する基準を準用し、その基準を満たさない指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。この場合において、基準告示第3号の2中「訪問介護費」は「介護予防訪問介護相当サービス」と「指定訪問介護事業所」は「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」とする。

注3 特別地域介護予防訪問介護加算は、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所

の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 中山間地域等における小規模事業所加算は、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域告示」という。）第1号に規定する地域に所在し、かつ1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、指定生活援助サービス事業所（基準要綱第45条第1項に規定する指定生活援助サービス事業所をいう。以下同じ。）が生活援助サービスを行った場合に、生活援助サービス費は、算定しない。

注9 基準要綱第37条の2の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注10 基準要綱第29条の2の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

#### （4）初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相

当サービス計画（基準要綱第39条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画（基準要綱第42条第2号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護

予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 75 条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 78 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第 116 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔<sup>くう</sup>連携強化加算 50 単位

注 基準告示第 3 号の 3 に規定する基準を準用し、その基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔(くう)の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条第 1 項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第 2 項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第 115 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔(くう)連携強化加算として、1 月に 1 回に限り所定単位数を加算する。この場合において、基準告示第 3 号の 3 中「訪問介護費」とあるのは「介護予防訪問介護相当サービス費」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」とする。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注 基準告示第 4 号に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に

掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算（次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）する。この場合において、基準告示第4号「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」と、同号イ(10)中「訪問介護費」とあるのは「当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に併設する指定訪問介護事業所において訪問介護費」とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数

## 2 生活援助サービス事業費（1回につき）

### （1）生活援助サービス事業費 211単位

注1 利用者に対して、指定生活援助サービス事業所の従業者（同項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、生活援助サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 生活援助サービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画等により、週1回程度の利用が必要と認められた場合週1回まで

イ 介護予防サービス計画等により、週2回程度の利用が必要と認められた場合週2回まで

注3 指定生活援助サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活援助サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定生活援助サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定生活援助サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、

基準告示第3号の2に該当する基準を準用し、その基準を満たさない指定生活援助サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者に対して、生活援助サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。この場合において、基準告示第3号の2中「訪問介護費」は「生活援助サービス」と「指定訪問介護事業所」は「指定生活援助サービス事業所」とする。

注4 地域告示に規定する地域に所在する指定生活援助サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従業者が生活援助サービスを行った場合は、特別地域生活援助加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等における小規模事業所加算は、中山間地域告示第1号に規定する地域に所在し、かつ1月当たり実利用者数が5人以下の生活援助サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の従業者が生活援助サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、生活援助サービス事業所の従業者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活援助サービスを行った場合は、中山間地域居住者サービス提供加算として、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の生活援助サービス事業所において生活援助サービスを受けている間は、当該指定生活援助サービス事業所以外の指定生活援助サービス事業所が生活援助サービスを行った場合に、生活援助サービス費は、算定しない。

注9 基準要綱第37条の2の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。この場合において、基準要綱第37条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定生活援助サービス事業所」とする。

注10 基準要綱第29条の2の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。こ

の場合において、基準要綱第29条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定生活援助サービス事業所」とする。

(2) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位

注1 アについて、訪問事業責任者（基準要綱第45条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画（利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活援助サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく生活援助サービスを行ったときは、初回の当該生活援助サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に訪問事業責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく生活援助サービスを行ったときは、初回の当該生活援助サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(3) 介護職員等处遇改善加算

注 基準告示第4号に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活援助サービス事業所が、利用者に対し、生活援助サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算（次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい

ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。)する。この場合において、基準告示第4号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定生活援助サービス事業所」とする。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)及び(2)により算定した単位数の1,000分の249に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ(1)及び(2)により算定した単位数の1,000分の266に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1)及び(2)により算定した単位数の1,000分の207に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(1)及び(2)により算定した単位数の1,000分の170に相当する単位数

## 別記2(第5条関係)

### 1 介護予防通所介護相当サービス費(1月につき)

(1) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた第1号事業対象者 1,798単位

(2) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた第1号事業対象者 3,621単位

注1 基準要綱第59条第1項第2号に規定する看護職員又は同項第3号に規定する介護職員の員数を置いており、その基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所(基準要綱第59条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、次に掲げる基準に該当する場合は、同基準の規定の例により算定する。

ア 指定介護予防通所介護相当サービスの月平均の利用者の数(指定介護予防通所介護相当サービス事業者(基準要綱第59条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。)が指定通所介護事業者(指定居宅サービス基準第93条に規定する指定通所介護事業者をいう。)の指定又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業、指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護相当サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数又は指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数)が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護相

当サービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

利用者の数の基準	介護予防通所介護相当サービス費の算定方法
基準要綱第 64 条に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	介護予防通所介護相当サービスの所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令告示第 127 号）の例により算定する。

イ 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の左欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所介護相当サービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

看護職員又は介護職員の員数の基準	介護予防通所介護相当サービス費の算定方法
基準要綱第 59 条に規定する員数を置いていないこと。	介護予防通所介護相当サービスの所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

注 2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者（基準要綱第 59 条第 1 項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第 71 条において準用する第 11 条第 1 項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 3 基準告示第 15 号の 2 の規定する基準を準用し、その基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、イについては、1 月につき次に掲

げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算（ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）する。この場合において、基準告示第15号の2中「通所介護費」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス費」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とする。は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位

注4 基準告示第18号に規定する基準を準用し、その基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

この場合において、同号中「通所介護費」とあるのは、「介護予防通所介護相当サービス費」とする。

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定ミニデイサービス事業所（基準要綱第77条第1項に規定する指定ミニデイサービス事業所をいう。以下同じ。）がミニデイサービスを行った場合に、ミニデイサービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、短期集中型通所サービスを行った場合に、短期集中型通所サービス費は算定しない。

注9 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月に

つき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 376単位

イ 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 752単位

注10 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（別記2第1項第1号を算定している場合は1月につき376単位を、同項第2号を算定している場合には1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注9を算定している場合はこの限りではない。

注11 基準要綱第37条の2の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。この場合において、基準要綱第37条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とする。

注12 基準要綱第29条の2の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。この場合において、基準要綱第29条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定介護予防通所介護相当サービス事業所」とする。

### (3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（基準要綱第73条第1項第2号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成してい

ること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

#### (4) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((6)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ (2)注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

#### (5) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(9)において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、1

回につき200単位を所定単位数に加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ (2)注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

#### (6) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第19号の2に規定する基準を準用し、その基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる区分に応じ、それぞれにつき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者については、当該事業所以外で、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては、算定しない。この場合において、基準告示第19号の2中「通所介護費」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス費」とする。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

#### (7) 口腔機能向上加算

注 基準告示第20号に規定する基準を準用し、その基準に適合しているに適合するものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(9)において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。この場合において、基準告示第

20号中「通所介護費」とあるのは「介護予防通所介護相当サービス費」とする。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

（8） 一体的サービス提供加算 480単位

注 基準告示第133号に規定する基準を準用し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合（以下「一体的サービス」という。）に、1月につき所定単位数を加算（ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算へを算定している場合は、算定しない。）する。この場合において、基準告示第133号中「通所型サービス費」は「介護予防通所介護相当サービス」とする。

（9） サービス提供体制強化加算

注 次の基準に該当するものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次のアからウまでに掲げる利用者の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア） 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 88単位

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- a 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。
- b 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
- c 指定介護予防通所介護相当サービスの月平均の利用者の数が、指定通所介護事業者の指定又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業、指定通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業が同一の事業所において、一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所介護相当サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数又は指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数が基準要綱第64条に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えないこと。

(イ) 要支援 2 又は介護予防ケアプランにより週 2 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 176 単位  
ア (ア) の基準のいずれにも適合すること。

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 要支援 1 又は介護予防ケアプランにより週 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48 単位  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

a 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

b ア (ア) の b に該当するものであること。

(イ) 要支援 2 又は介護予防ケアプランにより週 2 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 96 単位  
イ (ア) の基準のいずれにも適合すること。

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 要支援 1 又は介護予防ケアプランにより週 1 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 24 単位  
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

a 次のいずれかに適合すること。

(a) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

(b) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。

b ア (ア) の b に該当するものであること。

(イ) 要支援 2 又は介護予防ケアプランにより週 2 回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48 単位  
イ (ア) に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(10) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔(くう)機能、認知症 (法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。) の状況その

他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。  
イ 必要に応じて介護予防通所介護相当サービス計画を見直すなど、介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(11) 介護職員等処遇改善加算

注1 基準告示第4号に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所（利用定員が19名以上である場合に限る。）が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算（次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。）する。この場合において、基準告示第4号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防通所介護相当サービス事業所（以下同じ。）」と、同号イ(10)中「特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」とあるのは「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」と、同号ホ(1)中「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱（令和6年長崎市告示第219号による改正前の別表（以下「旧長崎市介護予防・生活支援サービス事業単位数表」という。）の訪問介護費」とあるのは「旧長崎市介護予防・生活支援サービス事業単位数表の介護予防通所介護相当サービス費」と、同号へからソまで中「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費」とあるのは「旧長崎市介護予防・生活支援サービス事業単位数表の介護予防通所介護相当サービス費」とする（以下注2において同じ。）。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1,000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1,000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1)から(10)までにより算定した単位数の1,000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1)から(10)までにより算定した単位数の1,000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(10)までにより算定した単位数の1,000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の83に相当する単位数

注2 基準告示第4号に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所（利用定員が19名未満である場合に限る。）が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から（10）までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

## 2 ミニデイサービス費

### (1) ミニデイサービス事業費 353 単位（1回につき）

注1 基準要綱に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所において、ミニデイサービスを行った場合に、利用者の数又は介護職員の員数が、次に規定する基準に該当する場合は、同規定の例により算定する。

ア ミニデイサービスの月平均の利用者の数が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合におけるミニデイサービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

利用者の数の基準	ミニデイサービス費の算定方法
基準要綱第82条において準用する第64条の規定に基づく運営規	ミニデイサービスの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を

程に定められている利用定員を超えること。	用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
----------------------	---

イ 指定ミニデイサービス事業所の介護職員の員数が次の表の左欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるミニデイサービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

介護職員の員数の基準	ミニデイサービス費の算定方法
基準要綱第 77 条に定める員数を置いていないこと。	ミニデイサービス費の所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

注 2 ミニデイサービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画等により、週 1 回程度の利用が必要と認められた場合  
週 1 回まで

イ 介護予防サービス計画等により、週 2 回程度の利用が必要と認められた場合  
週 2 回まで

注 3 指定ミニデイサービス事業所の従業者が、中山間地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第 82 条において準用する第 11 条第 1 項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、ミニデイサービス事業を行った場合は、1 回につき 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 4 基準告示第 15 号の 2 に規定する基準を準用し、その基準に適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月を 1 回を限度として、1 月につき、イについては 1 月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、(3) を算定している場合は、アは算定せず、イは 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。この場合において、基準告示第 15 号の 2 中「通所介護費」とあるのは「ミニデイサービ

ス費」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「指定ミニデイサービス事業所」とする。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ミニデイサービス事業費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定ミニデイサービス事業所においてミニデイサービス事業を受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定ミニデイサービス事業所においてミニデイサービス事業を受けている間は、短期集中型通所サービスを行った場合に、市長が必要と認められる場合を除き、短期集中型通所サービス費は、算定しない。

注8 指定ミニデイサービス事業所と同一建物に居住する者又は指定ミニデイサービス事業所と同一建物から当該指定ミニデイサービス事業所に通う者に対し、ミニデイサービス事業を行った場合は、1回につき87単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

注9 利用者に対して、その居宅と指定ミニデイサービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき43単位(別記2第2項第1号注2のアに該当する場合は、1月につき344単位を、同注2のイに該当する場合は、1月につき688単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合はこの限りではない。

注10 基準要綱第37条の2の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。この場合において、基準要綱第37条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定ミニデイサービス事業所」とする。

注11 基準要綱第29条の2の基準を満たさない場合は、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。この場合において、基準要綱第29条の2中「指定介護予防訪問介護相当サービス事業所」は「指定ミニデイサ

ービス事業所」とする。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 指定ミニデイサービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定したミニデイサービス事業計画（基準要綱第84条第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ミニデイサービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ ミニデイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（(6)の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に

必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ (2)注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当しない指定ミニデイサービス事業所であること。

#### (4) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(9)において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、1回につき200単位を所定単位数に加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

オ (1)注1に規定する基準のいずれにも該当しない指定ミニデイサービス事業所であること。

#### (5) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 基準告示第19号の2に規定する基準を準用し、その基準に適合しているに適合する指定ミニデイサービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者については、当該事業所以外で、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。この場

合において、基準告示第 19 号の 2 中「通所介護費」とあるのは「ミニデイサービス費」とする。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

(6) 口腔機能向上加算 150単位

注 基準告示第20号に規定する基準を準用し、その基準に適合しているに適合するものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、次に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。この場合において、基準告示第20号中「通所介護費」とあるのは「ミニデイサービス費」とする。

ア 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

(7) サービス提供体制強化加算

注 次の基準に該当するものとして、市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所が、利用者に対し、ミニデイサービスを行った場合は、次に掲げる利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(ア) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度のミニデイサービスが必要とされた事業対象者 24単位

a 次のいずれかに適合すること。

(a) 指定ミニデイサービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(b) 指定ミニデイサービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

b 指定ミニデイサービスの月平均の利用者の数が基準要綱第82条において準用する第64条の規定に基づく運営規程に定められている利用定員を超えないこと。

(イ) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度のミニデイサービスが

必要とされた事業対象者 48 単位

ア (ア) に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(8) 科学的介護推進体制加算 40 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所が、利用者に対しミニデイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じてミニデイサービス計画を見直すなど、ミニデイサービスの提供に当たって、アに規定する情報その他ミニデイサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(9) 介護職員等処遇改善加算

注 基準告示第4号に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所が、利用者に対し、ミニデイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算(次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。)する。この場合において、基準告示第4号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定ミニデイサービス事業所」とする。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の115に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の125に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の105に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の89に相当する単位数

別記3 (第5条関係)

介護予防ケアマネジメント費

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| (1) 介護予防ケアマネジメントA (1月につき) | 442単位 |
| (2) 介護予防ケアマネジメントB (1月につき) | 442単位 |
| (3) 介護予防ケアマネジメントC (1回につき) | 401単位 |

注1 介護予防ケアマネジメント費は、長崎市地域包括支援センターが、利用者に対して第1号介護予防支援事業を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 介護予防ケアマネジメントA 介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。

イ 介護予防ケアマネジメントB 緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したものをいう。

ウ 介護予防ケアマネジメントC 緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメントをいう。

注2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は、算定しない。

注3 併設する指定居宅介護予防支援事業所が、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成17年厚生労働省第37号。以下、「指定介護予防支援等基準」という。）第26条2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注4 併設する指定居宅介護予防支援事業所が、指定介護予防支援等基準第18条の2第1項に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(4) 初回加算 300 単位

注 長崎市地域包括支援センターにおいて新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 委託連携加算 300 単位

注 長崎市地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した

場合(介護予防ケアマネジメントA及びBに限る。)は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

(6) 介護職員等処遇改善加算

注 基準告示第10号の2に規定する基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、(1)～(5)までにより算定した単位数の1,000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。この場合において、基準告示第10号の2中「当該指定訪問看護事業所」とあるのは「指定介護予防ケアマネジメント事業所」とする。

第1号様式（第4条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		年 月 日	
介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター			
地域包括支援センター名		地域包括支援センターの所在地	
		〒	
		電話番号 ( )	
介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地	
		〒	
		電話番号 ( )	
地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等			
変更年月日 ( 年 月 日付)			
<p>(あて先) 長崎市長 上記の地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)に介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>被保険者 住 所 電話番号 ( ) 氏 名</p>			

